

海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 物価高や中東情勢等に起因する影響がある中においても、持続的な成長や高付加価値化に向け、輸出拡大や海外進出といった海外販路の拡大に取り組む県内企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、広島県内に事業所を有する中小企業等であり、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 新たな海外販路の拡大に取り組む者。
- (2) アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金又は海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金（海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第2条第3号の規定に該当する者に限る。）の採択を受けた事業計画で、これまでの取組成果や進捗状況を踏まえ、追加的な支援により海外展開の更なる発展・拡大が見込まれる者。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は別表第1のとおりとし、補助対象経費には公租公課（消費税、地方消費税その他の税金）は含まれないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、海外展開挑戦支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、事業の実施に当たって伴走者を置くことを必須とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- (4) 直近3期分の決算書
- (5) その他参考となる資料

(交付の決定)

第5条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(別表第2に掲げる区分で軽微な変更にあたる場合を除く。)をしようとする場合は、海外展開挑戦支援事業補助金に係る変更承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、海外展開挑戦支援事業補助金に係る中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の完了期限は、令和10年1月31日までとする。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 知事は、第1号及び第2号の規定による変更又は中止(廃止)の申請を受理したときは、変更内容を審査し、前条の規定による交付決定を変更することができる。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による海外展開挑戦支援事業補助金に係る実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了期限である令和10年1月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により海外展開挑戦支援事業補助金に係る実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出内容及び支出金額が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後60日以内に、別記様式第7号により当該補助事業における状況を県に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、海外展開挑戦支援事業補助金請求書(別記様式第8号)により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセント(算定対象の期間において適用される規則第19条第1項及び第2項の規定による加算金及び延滞金の率(以下「規則の率」という。))がこの率と異なる場合は、規則の率)の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、財産等管理台帳(別記様式第9号)を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数の期間とする。

2 規則第 22 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が定めるものは、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第 10 号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、財産処分報告書（別記様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

5 前項の財産の処分により、補助事業者収入があるときは、知事は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 10 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	補助対象経費	補助率
海外販路の拡大にあたり必要となる費用	①謝金 ②旅費 ③借損料 ④通訳・翻訳費 ⑤資料購入費 ⑥通信運搬費 ⑦広報費 ⑧マーケティング調査費 ⑨産業財産権等取得等費 ⑩展示会等出展費（展示会等出展に伴う会場借料、備品費、商品搬送費、倉庫保管料及び保険料を含む。） ⑪雑役務費 ⑫講座受講料 ⑬原材料等費 ⑭機械装置等費 ⑮設計・デザイン費 ⑯委託・外注費	2/3 以内

別表第 2（第 6 条関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	補助対象経費全体及び事業区分毎の補助対象経費における変更が 20%以内であり、補助金の額に変更がなく、かつ補助事業の目的の達成に支障がないもの。
その他	上記に該当しないが、知事が軽微と認めるもの。

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住所
事業者名
代表者職・氏名

海外展開挑戦支援事業補助金交付申請書

海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1「事業計画書」及び別紙2「収支予算書」のとおり

2 補助金交付申請額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

（注）補助対象経費は、補助事業に要する経費から公租公課（消費税、地方消費税その他の税金）を除いた額です。

3 添付書類

- （1）事業計画書（別紙1）
（2）収支予算書（別紙2）
（1）商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）
（2）直近3期分の決算書
（5）その他参考となる資料

4 交付文書の受取方法（希望するものに、☒をしてください。）

☐「書面（紙）」での受取希望 ☐「電子文書」での受取希望

5 電子文書での受取を希望する場合の、送付先メールアドレス

@

事業計画書

1 申請者の概要

フリガナ 名 称		創業・設立	年 月創業・設立
本社 所在地	〒	資本金	千円
		従業員数	人
業種			
担当者	役職： 氏名： 電話番号： メールアドレス：		
売上 構成	主な製品・サービス	年間売上高	うち海外売上高

2 海外展開の状況（該当するものに☑を付けてください。）

☐ 海外展開初挑戦 ☐ 既に海外展開を実施している
※既に海外展開を実施している場合は、以下を記載してください

国・地域	
海外展開の手法	
海外売上実績	
これまでの成果・ 課題	

3 事業計画

(1) 概略（事業者名及びこの項目は公開する場合があります。）

事業計画名	
事業計画の概要 (100 字以内)	

- (2) 具体的内容（以下の項目については、本補助事業の中で調査を実施する場合は、現時点で明らかになっていること、調査する内容（補助事業の中で明らかにしたいこと）、現時点での仮説がわかるように記載すること。）

① 海外展開の目的（海外市場へ進出する理由、背景、経営上の必要性など）

② 経営計画における海外展開の位置づけ（経営理念や経営戦略を記載したうえで、どのような中長期ビジョンの下に、海外展開や今回の事業がどう位置付けられるか明確にすること）

③ 事業実施国・地域

事業実施国・地域	
事業実施国・地域の選定理由	

④ ターゲット顧客

ターゲット顧客	
顧客が抱える課題・ニーズ	

- ⑤ 市場規模・成長性（対象市場の規模、成長性、市場環境及び事業機会について記載すること）

--

- ⑥ 投入する商品・サービスについて

商品・サービス名	
概要	

- ⑦ 事業戦略

競争優位性・差別化	
販売戦略	
パートナー戦略	

- ⑧ 実施内容（本補助事業及び補助事業終了後３年程度で実施する取組内容及び検証項目について記載すること）

- ⑨ 新規性

※今までの取組内容及び今回の取組内容を必ず記載し、現在の取組と比較して何が新規なのか、一見してわかるようにわかりやすく具体的に記載してください。

- ⑩ 成果目標（補助対象期間内に達成を目指す成果目標を１項目以上記載すること。
可能な限り定量的な指標とすること。）

指標	
現状値（あれば）	
目標値	

- ⑪ 事業ロードマップ（本補助事業及び補助事業終了後３年程度で実施する取組について、実施時期、実施内容及び主要なマイルストーン（達成目標・成果物等）を時系列で記載すること。）

時期	実施内容	マイルストーン

⑫ 自走化に向けた取組

--

⑬ 実施体制

補助事業に取り組む人数 (うち専任人数)	
事業責任者	
プロジェクトメンバー	
メンバーの 役割・強み・実績	

⑭ 伴走者

事業者名 (担当者名)	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
専門分野	
実績	
伴走支援の 内容	
自社課題との 関係	

4 海外売上計画

(単位：円)

	直近決算期実績 (年 月期)	今期の予想 (年 月期)	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
海外売上高 (全社の額)					
海外売上高 (本事業に係る額)					
算出根拠					

5 波及効果（本補助事業に取り組むことによる自社、取引先、県内産業等への波及効果について記載すること）

--

6 補助対象経費等

(単位：円)

事業区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	負担区分		備考
			県補助金	自己資金 ・ その他	
合計					

(注) 補助対象経費は、補助事業に要する経費から公租公課（消費税、地方消費税その他の税金）を除いた額です。

7 実施期間

(1) 開始予定年月日 令和 年 月 日

(2) 完了予定年月日 令和 年 月 日

※補助事業の完了期限は、令和 10 年 1 月 31 までとする。

8 過去採択事業について（過去、アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金又は海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金（海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第 2 条第 3 号の規定に該当する者に限る。）の採択を受けたことがあり、同一の事業を本補助事業で申請する場合は、記載してください。）

(1) 過去採択事業の実施内容・効果

--

(2) 過去採択事業の補助事業終了後から現在までの取組状況

--

(3) 今回の補助事業でどのように発展するか

--

9 加点項目（該当するものに☑を付けてください。）

☐ 中東情勢により影響を受けている場合

（☑をした場合、具体的内容を以下に記載してください。）

--

□ 以下のいずれかの採択企業である場合

- ・ 令和4年度～令和7年度「ひろしまユニコーン10」アクセラレーションプログラム
- ・ 令和6年度～令和8年度「ひろしまユニコーン10」ASIA CO-CREATION PROGRAM
- ・ 令和7年度「ひろしまユニコーン10」Hiroshima Launchpad: North America 2025

収支予算書

収入		支出	
費目	金額（円）	費目	金額（円）
補助金の額			
合計		合計	

※税抜で記載すること。また、収入と支出の合計は一致させること。

別記様式第2号（第5条関係）

指令県投第 号

令和 年 月 日

（補助事業者）様

広島県知事

海外展開挑戦支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった海外展開挑戦支援事業補助金については、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「交付規則」という。）第4条第1項の規定に基づき次のとおり交付することに決定したので、交付規則第6条の規定に基づき通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、令和 年 月 日付け海外展開挑戦支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3 交付の条件

（1） 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をする場合（軽微な変更にあたる場合を除く）

イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

（2） 補助事業の完了期限は、令和10年1月31日までとする。

（3） 補助事業が期限内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)
住 所
事業者名
代表者職・氏名

海外展開挑戦支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定を受けたこの補助事業の変更について、海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第6条第1号の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更事項及びその内容

2 変更を必要とする理由

3 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額（変更前及び変更後）
(単位：円)

事業区分		補助事業 に要する 経費	補助対象 経費	負担区分		備考
				県補助金	自己資金 ・ その他	
	【変更前】					
	【変更後】					
【増減額】						

	【変更前】					
	【変更後】					
【増減額】						
合計額	【変更前】					
	【変更後】					
【全体の増減額】						

(注) 補助対象経費は、補助事業に要する経費から公租公課（消費税、地方消費税その他税金）を除いた額です。
経費を変更しない事業区分についても記載すること。

4 交付文書の受取方法（希望するものに、☒をしてください。）

- ☐ 「書面（紙）」での受取希望
☐ 「電子文書」での受取希望

5 電子文書での受取を希望する場合の、送付先メールアドレス

@

別記様式第4号（第6条第2号関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

（申請者）
住 所
事業者名
代表者職・氏名

海外展開挑戦支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定を受けたこの補助事業の中止（廃止）について、海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第6条第2号の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）する理由

3 交付文書の受取方法（希望するものに、☒をしてください。）

☐ 「書面（紙）」での受取希望

☐ 「電子文書」での受取希望

4 電子文書での受取を希望する場合の、送付先メールアドレス

@

別記様式第5号（第6条第5号関係）

指令県投第 号
令和 年 月 日

（補助事業者）様

広島県知事

海外展開挑戦支援事業変更決定通知書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定した海外展開挑戦支援事業補助金について、令和 年 月 日付けで申請のとおり、事業計画の変更（中止・廃止）を承認します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、令和 年
月 日付け海外展開挑戦支援事業変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 承認の条件等

令和 年 月 日

広島県知事様

（申請者）
住 所
事業者名
代表者職・氏名

海外展開挑戦支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定を受けた補助事業について、海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額及び実績報告額

補助金交付決定額	円
補助金実績報告額	円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) 支出内容及び支出金額が確認できる書類
- (4) その他参考となる資料

3 交付文書の受取方法（希望するものに、☒をしてください。）

- ☐ 「書面（紙）」での受取希望
- ☐ 「電子文書」での受取希望

4 電子文書での受取を希望する場合の、送付先メールアドレス

_____@_____

事業実施報告書

1 事業実施結果

(1) 事業計画名

(2) 補助事業期間

開始年月日	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

※補助事業の完了期限は、令和10年1月31日までとする。

(3) 実施内容(申請時の事業計画(変更承認を受けた場合は、その事業計画)に基づき、記載すること。必要に応じて行を増やすこと。)

実施項目	計画内容	実施内容	実施時期

(4) 成果目標の達成状況

☐達成 ☐未達成

指標	
現状値(あれば)	
目標値	
実績値	
達成・未達成の 要因	

(5) 事業を実施して得られた成果・知見

	実施前の仮説・想定	実施によりわかったこと
市場		

顧客		
商品・サービス		
販路・パートナー		

※その他、本補助事業を通じて得られた成果や知見があれば、以下に記載してください。

--

(6) 事業実施を通じて明らかになった課題

課題	今後の対応	対応時期（予定）

2 今後の海外展開

本補助事業の実施結果及び明らかになった課題を踏まえ、補助事業終了後の海外展開について記載してください。

(1) 今後の事業展開

--

(2) 今後のロードマップ

時期	実施内容	マイルストーン

3 補助事業の自走化

補助事業終了後も海外事業を継続・拡大するための体制・取組について記載してください。

--

4 海外売上計画（実施結果を踏まえて再度整理すること。）

（単位：円）

	直近の決算期 (年 月期)	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
海外売上高 (全社の額)				
海外売上高 (本事業に係る額)				
算出根拠				

5 波及効果

本事業に取り組んだことによる自社、取引先、県内産業等への波及効果について記載してください。

--

6 補助対象経費等

(単位：円)

事業区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	負担区分		備考
			県補助金	自己資金	
合計					

(注) 補助対象経費は、補助事業に要する経費から公租公課（消費税、地方消費税その他税金）を除いた額です。

収支決算書

収入		支出	
費目	金額（円）	費目	金額（円）
補助金の額			
合計		合計	

※税抜で記載すること。また、収入と支出の合計は一致させること。

令和 年 月 日

広島県知事様

（申請者）
住 所
事業者名
代表者職・氏名

海外展開挑戦支援事業状況報告書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定を受けた補助事業について、海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業状況報告

（1）海外売上高

事業計画名：			
年度	海外売上高 （全社の額）	海外売上高 （本事業にかかる額）	新たな現地拠点の設置 の有無（設置した国・ 地域・時期） ※補助事業における対象国・ 地域と異なる場合も可能な限 り記載してください。
1年目 （令和 年 月決算期）			
2年目 （令和 年 月決算期）			
3年目 （令和 年 月決算期）			

（2）実施概要

1年目 （令和 年 月決算期）	
--------------------	--

2年目 (令和 年 月決算期)	
3年目 (令和 年 月決算期)	

令和 年 月 日

広島県知事様

（申請者）
住 所
事業者名
代表者職・氏名

海外展開挑戦支援事業請求書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定を受けた補助事業について、海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名等	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義	
口座名義フリガナ	

別記様式第9号（第12条関係）

財產等管理台帳

[illegible]

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)
住 所
事業者名
代表者職・氏名

財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定を受けた補助事業について、海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 財産処分承認申請

財産名	
取得年月日	
耐用年数	
取得価格	
補助金額	
処分年月日	
処分方法	
処分収入額	
処分理由	
備考	

2 交付文書の受取方法（希望するものに、☒をしてください。）

- ☐ 「書面（紙）」での受取希望
☐ 「電子文書」での受取希望

3 電子文書での受取を希望する場合の、送付先メールアドレス

_____@_____

別記様式第 11 号（第 13 条第 3 項関係）

指令県投第 号

令和 年 月 日

（補助事業者）様

広 島 県 知 事

財産処分承認通知書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定した海外展開挑戦支援事業補助金により取得した財産処分については、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号）第 22 条の規定により、承認します。

1 承認の条件等

別記様式第 12 号（第 13 条第 4 項関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

（申請者）
住 所
事業者名
代表者職・氏名

財産処分報告書

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定を受けた補助事業について、海外展開挑戦支援事業補助金交付要綱第 13 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

財産名	
取得年月日	
耐用年数	
取得価格	
補助金額	
処分年月日	
処分方法	
処分収入額	
処分理由	